

各位

2020年1月17日  
京都府信用金庫協会

## 大津家庭裁判所における後見支援預金の取扱開始について

京都府信用金庫協会の2金庫（京都信用金庫・京都中央信用金庫）は、大津家庭裁判所において、後見制度を利用される方を対象とした「後見支援預金」の取扱を開始しますのでお知らせいたします。

「後見支援預金」とは、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産の内、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。

後見支援預金を利用すると、預金の払い戻しや解約を行うには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

このように、後見支援預金は家庭裁判所の関与により、ご本人の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

昨年4月に京都家庭裁判所、9月に大阪家庭裁判所で「後見支援預金」の取扱が開始となり、そして今回新たに大津家庭裁判所においても取扱が可能となります。

今後とも、地域の皆さまが安心して暮らし続けられるよう取り組み、後見制度の普及に貢献してまいります。

### 記

1. 取扱開始日 2020年1月20日(月)

2. ご利用いただける方

対象の家庭裁判所より後見開始の審判又は未成年後見人選任の審判を受けた方で、「後見支援預金」の利用に係る「指示書」を交付された方。

#### 【対象家庭裁判所】

大津家庭裁判所、大津家庭裁判所彦根支部、大津家庭裁判所長浜支部、大津家庭裁判所高島出張所

3. 取扱店舗 京都信用金庫の全店、京都中央信用金庫の全店

\* この件に関しましてご質問等がございましたら、各信用金庫にお問い合わせください。

京都信用金庫 ゆたかなコミュニケーション室 075-252-8910(直通)

京都中央信用金庫 営業推進部 075-223-8380(直通)

以上